

【重要】 2024年10月から始まる長期収載品の選定療養のお知らせ

2024年10月1日から 対象の先発医薬品を
患者さん自身で希望された場合、
選定療養費として自己負担が発生します。

長期収載品の選定療養とは？

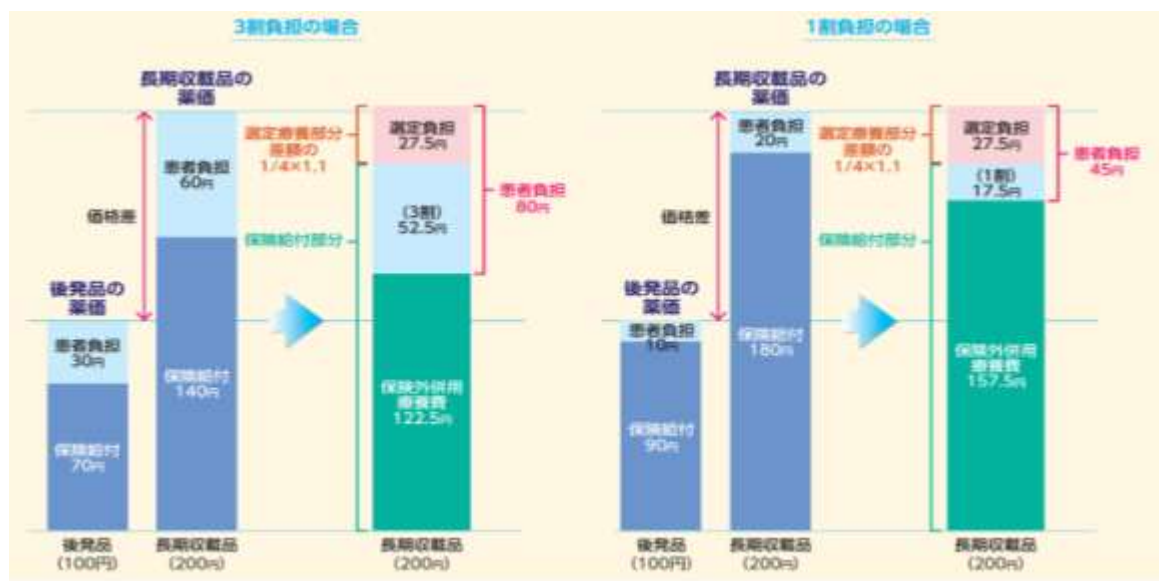
患者さんがジェネリック医薬品ではなく、一定の条件を満たす先発医薬品（長期収載品）を選択する場合に、その価格差の一部を自己負担するものです。

この制度の目的は、患者さんの選択肢を維持しつつ、医療費の抑制とジェネリック医薬品の使用促進を両立することにあります。

なお、医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目、薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合などは対象外となります。

自己負担額はどのくらい？

- * 先発医薬品とジェネリック医薬品との価格差の4分の1相当です。
(点数計算をし端数処理を行いますので誤差があります。)
- * 保険給付ではないため消費税が上乗せされます。
- * 注射剤も対象です。
- * 公費負担等、自己負担がない患者さんも対象です。



※実際に対象となる長期収載品は1,095品目で、厚生労働省が、ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html) において、対象医薬品リストとして公表しています。

詳細は薬局ネロリ薬剤師までお問合せ下さい。

自己負担額が増えるかもしれません。1種類ずつジェネリック医薬品に変更することも可能です。ご不明点、ご質問ありましたら遠慮なくご相談下さい。